

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府 省 庁 名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長（①農林水産業関係）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農林漁業者及び中小企業者（以下「農林漁業者等」という。）が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。</p> <p>・ 特例措置の内容 消費税率の引上げを見据えつつ、農林漁業者及び中小企業者（以下「農林漁業者等」という。）の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、農林漁業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23の第1項、同法第292条第1項第3号</p>		
減収見込額	[初年度] — (▲340)	[平年度] — (▲340)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成31年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定と活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の農林水産業は、所得の激減、従事者の減少・高齢化等、危機的な状況にあり、安全で安心な農林水産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を維持し、地域の活性化を図ることが急務となっている。また、農林水産業は、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っていることから、その活性化は地域経済の活性化と雇用を支える産業として重要である。 このような状況の中、社会保障・税一体改革において消費税率の段階的な引上げが決定され、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引上げられ、さらに、平成31年10月には8%から10%に税率の再引上げが予定されているところである。 このことから、消費税率の段階的引上げに伴う事務負担の増加や消費税率引上げ前の駆け込み需要と引上げ後の反動での需要減少などにより、ただでさえ厳しい農林漁業者等の経営状況は、一層厳しくなることが懸念され、廃業の増加や雇用の縮小によって、地域経済の活性化、雇用の確保に大きな影響を与えるおそれがある。 これらを踏まえて、消費税率の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税率を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、農林漁業者等の経営の安定化、活性化を図ることが必要である。</p> <p>(参考) ○ 社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定）</p>		
ページ		20—1	

	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成 24 年 10 月 26 日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定） <ul style="list-style-type: none"> V. 税制上・予算上の措置等 ・その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 第 1 章 現下の日本経済 <ul style="list-style-type: none"> 1 日本経済の現状と課題、対応の方向性 <ul style="list-style-type: none"> （2）対応の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ②消費税率引上げと需要変動の平準化 <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率引上げによる駆け込み需要・反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期す。 第 3 章 「経済・財政一体改革」の推進 <ul style="list-style-type: none"> 2 2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げと需要変動の平準化 <ul style="list-style-type: none"> （4）耐久消費財対策 <ul style="list-style-type: none"> 2014 年 4 月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>特になし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 漁業経営の安定</p>												
	政策の達成目標	平成31年10月に予定されている消費税の引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動での需要減少などの状況が考えられる中で、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日（2年間）												
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ												
	政策目標の達成状況	農林漁業者等において農林水産物の品質の向上等に資する設備が導入されるとともに、事務負担を軽減させる器具・備品の導入などが進んでいる。												
有効性	要望の措置の適用見込み	<p style="text-align: right;">（単位：件、百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>30年度 （推計）</th> <th>31年度 （推計）</th> <th>32年度 （推計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ</p>	区分	30年度 （推計）	31年度 （推計）	32年度 （推計）	適用件数	71	71	71	減収見込額	4	4	4
	区分	30年度 （推計）	31年度 （推計）	32年度 （推計）										
適用件数	71	71	71											
減収見込額	4	4	4											
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、労働負荷や生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農林漁業者等の経営の安定化・活性化が期待される。													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。</p> <p>これに対して、本税制は、農林漁業者等の経営の安定化・活性化を目的としている。</p>												

相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—		
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、厳しい経営状況にある中で消費税率の引上げの影響を受けている農林漁業者等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、認定経営革新等支援機関等から経営改善指導及び助言を受けることを本特例措置の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>		
税負担軽減措置等の適用実績	(単位: 件、百万円)			
	区分	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)
	適用件数	64(9)	70(9)	71(9)
	減収見込額	4(1)	5(1)	4(1)
	※農林水産省調べ			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	平成 28 年度			
	道府県民税	特別償却 約 0.3 億円	税額控除 約 0.4 億円	
	市町村民税	特別償却 約 1 億円	税額控除 約 1.3 億円	
	事業税	特別償却 約 2.6 億円	税額控除 —	
	地方法人特別税	特別償却 約 1.1 億円	税額控除 —	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、労働負荷や生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農林漁業者等の経営の安定化・活性化が期待される。</p>			
前回要望時の達成目標	<p>平成 31 年 10 月に予定されている消費税の引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動での需要減少などの状況が考えられる中で、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、労働負荷や生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。</p>			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>農林漁業者等において農林水産物の品質を向上させる設備が導入されるとともに、事務負担を軽減させる器具・備品の導入などが進んでいる。</p>			
これまでの要望経緯	平成 25 年度	創設		
	平成 27 年度	2 年間の延長 (平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長)		
	平成 29 年度	2 年間の延長 (平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長)		